

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第20回 議事概要

1 日時：平成19年7月19日（木）9：30～11：00

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、園田愛一郎、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、土井美和子、所眞 理雄、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴 （以上25名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、菊池 尚人（慶應義塾大学）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、杉原佳堯（インテル株式会社）、野中 康行（株式会社東芝）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、吉岡 謙二（日本電信電話株式会社）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

中田政策統括官、河内官房審議官、秋本情報通信政策課長、吉田放送政策課超、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

4 議題

（1）骨子案検討

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料1に基づき、取引市場形成に関する検討会の検討の概要につき説明。
- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料2に基づき、本委員会における第4次中間答申骨子案につき、説明。
- コンテンツ取引市場形成に関する検討会は、8回にわたり番組制作会社、テレビ局、著作隣接関係団体、金融機関、商社、広告代理店、投資家という、非常に多岐にわたる有識者により議論が進められた。現行11兆円の市場を16兆円にする飛躍的な市場拡大を支えるために、新たな制作資金の調達方法が必要ではないかといった検討、コンテンツの二次利用促進にかかわる問題点の抽出、解決策の検討、市場拡大、二次利用促進を促す実証実験にかかわる議論について、精力的に行った。

- テレビ局が、多々困難な問題がある中、実証実験にかなり前向きな対応をされたことは非常に高く評価されるべきではないか。ただ、実証実験に関して目的設定についての議論が不十分。もう少ししっかりとした目標設定を行うべきではないか。効果測定方法など、実施にかかわるルールをさらに詰める必要があるのではないか。実験を行う運営主体をもう少し明確化するべきではないか。といった3点についてさらなる検討が必要ではないかと思う。民間が参加し実証実験をやることになれば、民間企業としては株主説明責任が果たせる形での参加にならなければならない、やはり目標設定や、効果測定に関しては明確に議論するべきである。
- 実証実験が行われている間もすべての議論が停止するわけではなく、実証期間実施中においてもモニタリングと並行して、その後のマーケット、二次利用、市場拡大に関しての施策について議論しなければいけないのではないか。
- 検討経緯と各委員の意見にかんがみ、放送コンテンツのマルチユースについては、放送事業者、権利者団体等関係者が現在の努力を継続することによって、民間主導で確実に進捗するものとするのが適当。提案にある実証実験によって、さらに加速推進する新たな手法が開拓されるものと期待。
- 検討会での議論を踏まえ、審議会ではもう一步踏み込んだ議論が必要。放送事業者、権利者団体等関係者が現在の努力を継続することによって、放送コンテンツのマルチユースが民間主導で確実に進捗するという考え方を確認及び検証するために、当審議会においても、放送コンテンツのマルチユースの現状を把握することを目的として、適時関係者から事情をヒアリングする、必要な取り組みを実施していくのが適当。
- ビジネスベースでのマルチユースに期待したような進捗が見られなかったり、実証実験でも試みられた手法による促進効果があらわれない可能性も皆無ではないため、担保として諸外国の状況を考慮し、審議過程で指摘された手法、制度上の措置を含めたあらゆる選択肢を念頭に置いた上で、地上波からIPマルチキャストまでの放送コンテンツのマルチユースを促進するための具体的あり方について、実験と並行して審議会でも多角的に議論すべきである。
- IPマルチキャストをファーストウィンドウとする枠組みの検討は、ユーザー数が一定の水準になっている現在、タイミングとしてふさわしく、権利処理ルールのあり方を議論する前に、コンテンツを流通させる立場であるインフラ事業者は、番組プロダクションや芸能プロダクションへの投資実績を重ねることで初めて、コンテンツの権利に関してビジネスベースでの説得的な発言ができる。
- いわゆるコピーワンスの改善は機器メーカーの売上の増大に寄与するところが大きい。制度改正により手にする金銭的成果を、私的録画補償金などを通じてソフトやコンテンツ

側に還元するなど、ハードからソフトへの適正なマネーフローが保たれ、ひいてはハード、ソフト相対としての全体利益が拡大するものとする。

- 取引市場研究会の報告書には、実証実験を試行的に実施しその効果を検証する、マルチユースの促進を期待しその進捗状況を注視するところまでは書かれているが、だれが、いつ、どのように検討し、進捗状況をモニタリングするのかが明らかにされていない。それらを中間答申に盛り込む必要がある。民主導の方向性には賛成だが、マルチユースの実験をするまでに最低でも2年ぐらいかかるとすると、政府が政策課題として挙げているコンテンツ立国、アナログ停波など、リッチコンテンツが流れていくタイミング等々を考え、短いサイクルで当審議会に報告、関係者ヒアリングを行い、みんなで成功させる方法を考える必要がある。そのため、審議会の報告の中には実証実験に関しての検証、モニタリングに関して的確な記述が必要である。
- コンテンツ取引市場の拡大に関しては、著作権や許諾権がマルチユースの阻害要因ではないということを証明できるような実証実験になることを期待する。この検討委員会だけでなく、最近著作権や許諾権が阻害要因でないということは、もはや共有された事実だ。行政や審議会の場において著作権や許諾権をいじるのではなく、成果の還元が確保されつつ、マルチユースが進む方法についてご議論いただきたい。例えば、コンテンツに伴うメタデータの蓄積により、コンテンツ自身の価値を増していくことで、マルチユースを進めるといった観点も必要なのではないか。
- IPマルチキャストの自主放送等については、ビジネスの実態がないところでルール変更というのはいり得ない。IPマルチキャスト事業主自らが関係者にメリットがある新しいビジネスモデルを提示するのであれば、実演家としても積極的に協力していきたいと思っている。
- IPマルチキャスト関連については、新しいビジネスということでまだまだインキュベーションの段階にあり、多々課題があるところではあるが、そういった中で一つの課題として認識していきたい。
- コンテンツへのリスペクトと、クリエイターへの適正な対価の還元が共通認識として大きくクローズアップされてきたところでもあり、資料1 10ページの放送コンテンツの制作資金及び制作にかかるリスクを放送事業者が負担しているという部分は間違いないことではあるが、「常時、安価かつ安定的なコンテンツ供給」という言い方については、安価というより、適正な対価を提示してのコンテンツ供給であり、放送事業者として、クリエイターの方へ適正な対価が行き渡ることを終始心がけているため、「適正な対価かつ安定的なコンテンツ供給を実現する観点から」と文言を修正していただきたい。
(提言概要1-9 iiiについても同旨)

- 第3次中間答申のどの部分を第4次中間答申で議論しているのかがわかりにくい。第3次中間答申では、地上デジタル放送への全面移行に対する普及促進の観点から議論を行ったが、第4次中間答申では、そもそもデジタル放送はどうあるべきかにポイントが移っている。基本的なところから議論しようということはすばらしいことだが、公共的な放送であり、我が国の基幹放送である地上デジタル放送についてどうあるべきか、ということと二段階で議論したほうがわかりやすいのではないか。コピーワンスの改善やEPNといった議論は、あくまでも公共的な基幹放送に関してのものであり、一般的なデジタル放送をEPNでやるという話は一度も出てきていない。このあたりのことを、もう少し整理して書いたほうが、議論を重ねてきたことが明確に伝わるのではないか。
- コンテンツ市場形成に関しては、幾つかのプレゼンテーションや、実証実験に関する報告があり、放送局の取り組みについても報告したが、中間報告が必要なことは理解できるが、議論が十分に尽くされていない部分もあり、そういったことに留意すべきというようなことを盛り込むほうが適当ではないか。
- マルチウィンドウでコンテンツを提供していこうという意味からいうと、コピー10は必ずしも整合性がとれずブレーキ要因として働く。視聴者の利便性を大きく改善するという意味で大きな効果があると思うが、放送の二次利用という意味からすると、あらかじめ優れたコピーが作られているということは、ある種のブレーキ要因になるという認識も必要なのではないか。
- 実証実験をどう評価するか、どのような目的を設定するかは極めて重要なことではあるが、なかなか数値化しにくいということもご理解いただきたい。既に行っている外部制作会社への委託、発注、企画募集の経験から、局内だけで製作している場合と比較し、視聴者からも評価されるし、局内のディレクターやプロデューサーに対するいい刺激にもなっている。しかし、それを数値化し、報告することは一般にはわかりにくいいため、ご留意いただきたい。
- 外部制作会社に企画募集するといっても、放送内容については、放送局の責任で製作を管理し、マネジメントしていかなければいけないため、任せきりにするのではなく、取材、製作段階から放送に至るまでの品質管理をやっていかなければならない。そういう点も踏まえて、評価手法、目的設定を見つけていただきたい。放送事業者としては、経費節減ではなく、あくまでも放送番組の多様化と質の向上、二次利用の促進が目的と位置づけている。
- 放送事業者より、議論が尽くされていないことや、評価方法に対する懸念を伺ったが、この議論は、より透明性高く、消費者も含めて皆がわかる場で、専門的なこともなるべく説明してやっていくことが必要と考える。議論が尽くされていないと思われる部分に

関しても平場での議論でお願いしたい。

- コピーワンスについては、立場によって意見が違うテーマであるにもかかわらず、意見集約に向かって、皆さんのいろいろな努力、非常に活発な議論をいただき、今日に至ったことを感謝する。10回という回数が一人歩きしないよう、議論の背景にある重要なことも含めて報告をさせていただきたい。
- 取引市場の形成については、いただいたいろいろなご意見・課題を踏まえて盛り込んでいきたい。
- 本委員会は、透明性に配慮して運営してきた。答申が流通していく過程でも、どういう議論があったのかは記録で公開される。公開の討議の中で進めるということはとても大事なテーマであるため、ご理解ご協力をお願いしたい。

(2) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料3に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以上